

豊橋市の公共交通をともに支え育む条例

条文と解説

豊橋市都市計画部都市交通課

1 条例制定の背景と考え方

今後の人口減少と少子高齢化の進展や深刻化する地球環境問題など、社会全体が大きな転換期を迎えている中で、社会情勢の変化に対応できるまちづくりに向けて、より実効性のある交通施策を進めることが求められています。

本市では、これまでも公共交通の維持・活性化の取組みを進めてきましたが、依然として公共交通の利用は低迷しているのが現状です。

こうした中、平成 28 年 3 月に策定された第 5 次豊橋市総合計画(後期基本計画)では、拠点を中心にまとまりのある市街地を形成する集約型都市構造を目指すとしており、拠点間や主要な公共施設等を結ぶ公共交通ネットワークの形成を進めることとしています。

また、豊橋市都市計画マスタープランに基づき、本市が目指す集約型都市構造の実現に必要な今後 10 年の新たな都市交通のあり方と具体的な取組みを示す「豊橋市都市交通計画 2016-2025」を平成 28 年 3 月に策定しました。この中で定めた四つの交通戦略の一つに、「自転車や公共交通を中心としたライフスタイルへの転換」を示し、日常生活の中で環境負荷の軽減や健康増進を意識し、自転車や公共交通等の利用が選択されるような意識変革を促す取組みを展開することとしており、公共交通の利用促進等を目的とする条例を制定することとしています。

交通手段を自家用車に依存し過ぎている現状と、今後さらに依存が進む傾向にあること、また、今後人口減少が進み、公共交通利用者が一層減少することが懸念されることから、路線の存続やサービス水準の維持が困難になることが予想されます。そこで、利用者の意識を変えることにより、過度に自家用車に頼らないライフスタイルへの転換を促し、公共交通の利用者の増加を図ることが課題となります。

この条例において、基本理念とその実現のために基本となる事項を定め、市、市民、事業者、公共交通事業者のそれぞれの責務や役割を明確に示し、皆で連携して公共交通を支え、育む意識を醸成することにより、市民のライフスタイルの転換を図り、公共交通の維持、活性化につなげていきたいと考えます。

2 条文と解説

(名称)

豊橋市の公共交通をともに支え育む条例

【解説】

本市が目指す集約型都市構造の実現のため、交通面においては公共交通の維持と活性化が必要です。この条例は本市の公共交通を皆で支え、維持・活性化するという意識を醸成するために制定するものです。条例の内容が容易に連想できることや、市民に親しみやすいことといった視点から、条例の名称を「豊橋市の公共交通をともに支え育む条例」としました。

【用語の解説】

「ともに支え育む」の部分において、「ともに」は市、市民、事業者、公共交通事業者が皆で一緒に、ということの意味しており、「支え」は維持することを、「育む」は大切に育てるということを意味しています。

(目的)

第1条 この条例は、本市における公共交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにすることにより、市、市民、事業者及び公共交通事業者が、ともに都市交通体系の構築を推進し、もって公共交通の維持及び活性化を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の制定目的を明らかにしています。

この条例を定めることによって、本市の公共交通に関わる市、市民、事業者、公共交通事業者がそれぞれの責務や役割を認識し、ともに連携して交通面でのまちづくりを推進することにより、市民の大切な移動手段である公共交通を維持し活性化していきたいと考えます。

【用語の解説】

「公共交通の維持及び活性化を図る」という部分について補足して説明します。

「公共交通の維持」とは、現状のサービス水準を保つことを意味しています。サービス水準には、駅や停留場など施設や設備に関するハード的なものと、バスの運行路線や運行ダイヤなどのソフト的なものがあり、ここではその両者の水準を保つことを意味していま

す。

「公共交通の活性化」とは、サービス水準の維持に留まらず、公共交通の利用を促進することを意味しています。

公共交通が衰退する局面にある現在において、市と交通事業者は連携して公共交通の利用促進に努めていますが、現状を維持することは容易ではありません。維持と活性化は、同じ利用促進の延長にあるものであり、公共交通の利用を促進することにより、現状の維持さらには活性化を図りたいと考えています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関であって、公共交通事業者が本市の区域内において運行するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (4) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（専ら高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行うものを除く。）及び道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者

ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

【解説】

この条例で用いられている明確な定義を必要とする用語について定義しています。

- (1) この条例の中で公共交通とは、本市で運行している公共交通機関を意味しています。具体的には、鉄道、路面電車、路線バス、コミュニティバス、タクシーを意味しています。
- (2) この条例の中で市民とは、本市に住んでいる人と、本市に通勤や通学をしている人を意味しています。
- (3) この条例の中で事業者とは、本市内で事業を行う法人又は個人等を意味しています。
- (4) この条例の中で公共交通事業者とは、鉄道、路面電車、路線バス、コミュニティバス、タクシーを運行する事業者を意味しています。

【用語の解説】

「イ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（専ら高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行うものを除く。）」

の部分について、「専ら」としているのは、バスを運行する事業者であって、都市間の旅客運送を行う長距離バスと、路線バスの両方を運行する事業者を排除しないため、このような規定としています。

（基本理念）

第 3 条 公共交通の維持及び活性化は、拠点を中心にまとまりのある市街地を形成する集約型都市構造を交通面から実現するため、過度に自家用車に頼ることなく生活及び交流ができる都市交通体系を構築することを基本として行わなければならない。

2 市、市民、事業者及び公共交通事業者は、将来にわたって安全で安心な公共交通を維持し、及び活性化させることが集約型都市構造を交通面から実現するために必要不可欠であるという認識の下、それぞれの責務又は役割を担い、及び相互に連携し、公共交通をともに支え育まなければならない。

【解説】

本条例の基本的な考え方を示しています。

本市は、今後人口減少と少子高齢化が進展することや、地球環境問題の深刻化といった、社会情勢に対応するため、集約型の都市構造を目指しています。そのために、市民の生活の「質」の向上と「交流」の促進を図る都市交通体系を構築し、これを将来にわたって維持し、活性化させることが必要であると考えます。

その実現のためには、市、市民、事業者、公共交通事業者がそれぞれの責務や役割を認識し、皆で連携して公共交通を守り、育てていくべきものであると考えます。

【用語の解説】

「過度に自家用車に頼ることなく生活及び交流ができる都市交通体系」の部分について、本市は、高齢者や子ども、障がい者を含むすべての人が安全・安心・快適に移動できる交通づくりを目指しており、自家用車での移動に頼り過ぎず、電車やバスなど多様な交通手段を誰もが使える交通環境を意味しています。

ここで、「過度に自家用車に頼ることなく」というのは、自家用車に頼り過ぎずにという意味であって、自家用車の利用を否定しているものではありません。

第 1 項の「自家用車」は、家庭用のマイカーを意味しています。この後の条文の中で「自動車」と記述している部分がありますが、基本理念として大局的な方針を述べるにあたって

は、「自家用車」と記述しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者及び公共交通事業者の参画及び協働の下、公共交通の維持及び活性化を可能とするまちづくりの推進を図るため、公共交通の利便性の向上、維持及び利用促進に関する施策を立案し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、公共交通事業者、周辺市町村及び公共交通事業者が組織する団体その他の関係機関の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めるものとする。

【解説】

過度に自家用車に頼ることなく生活や交流ができる都市交通体系を構築するため、市は必要な施策を立案し、それを市民の皆様や公共交通事業者、関係する団体などと連携して実施することにより、公共交通を維持・活性化することができるまちづくりを進めていきます。

第1項の「公共交通の維持及び活性化を可能とするまちづくりの推進を図る」は、基本理念の「過度に自家用車に頼ることなく生活及び交流ができる都市交通体系を構築する」と本質的には同じ意味ですが、大切な考え方であるため重ねて記述しています。

「利便性の向上、維持及び利用促進に関する施策」には、利便性の向上に関する施策として、運行時間帯の拡大、運行本数の増便、利用しやすい運賃体系の導入、駅などのバリアフリー化、駐輪場の整備などが、維持に関する施策として路面電車の軌道敷の改修などが、利用促進に関する施策として、利用促進イベントの開催などがあります。

【用語の解説】

第4条から第7条までにおいて市、市民、事業者、公共交通事業者に対する責務、役割を定めています。この中で、施策を推進する市と公共交通を運行する公共交通事業者については、その責任を明確にするために「責務」としています。また、市民と事業者に対しては、公共交通をともに支えていただきたいという思いから、「役割」としています。

また、条文の終りを「務めるものとする」とした条文については、努力することを求めるということを意味しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、公共交通への理解及び関心を深めるとともに、過度に自家用車に頼ることなく、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市民は、市、事業者及び公共交通事業者が実施する公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民の皆様には、自分たちが利用することによって自分たちの足（移動手段）である公共交通を支えるという意識を持っていただき、過度に自家用車に依存している現状を振り返り、公共交通を積極的に利用していただきたいと思います。

また、公共交通に関する利用啓発イベントや、エコ通勤（通勤手段をマイカーなどから、より環境負荷の少ない電車やバス、自転車、徒歩などへ転換する取組み）の推進など、市や事業者、公共交通事業者が実施する、公共交通を維持、利用促進するための施策に対して、協力的に取り組んでいただきたいと思います。

市民の皆様の日常生活の中で、公共交通に関するニュースや記事などに関心を持っていただくことも、公共交通への理解を深めることにつながると考えます。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う移動又は従業員の通勤における公共交通の利用を促進するとともに、従業員に対し、過度に自動車に頼らない意識の変化を促すよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民及び公共交通事業者が実施する公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業活動に伴う従業員の方の移動（例えば出張など）や通勤は日常的な移動であり、事業者として公共交通の利用を促進していただくことは、公共交通全体の利用促進に大きく貢献します。事業者の方には、可能な範囲で従業員の方に対して、過度な自動車利用からの転換を促していただきたいと思います。

また、公共交通に関する利用啓発イベントや、エコ通勤の推進など、市や市民、公共交通事業者が実施する、公共交通を維持、利用促進するための施策に対して、協力的に取り組んでいただきたいと思います。

【用語の解説】

第1項の「従業員に対し、過度に自動車に頼らない・・・」の部分において、「自家用車」ではなく「自動車」としているのは、事業者の従業員が業務のために使用する社用車などを含めるためです。すなわち、ここでいう自動車とは事業活動や従業員の通勤で使用する自動車を意味します。

(公共交通事業者の責務)

第7条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、市民及び事業者の意向を十分に把握し、効率的な事業運営に反映させるよう努めるものとする。

2 公共交通事業者は、その社会的な役割を認識した上で、公共交通の利便性を向上させるとともに、市、市民及び事業者に対し、公共交通の利便性の向上に関する情報を積極的に提供することにより、その利用を促進するよう努めるものとする。

3 公共交通事業者は、市、市民及び事業者が実施する公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

公共交通事業者の方には、利用者のニーズの把握に努め、事業の効率化に努めていただくとともに、公共交通が市民の日常生活における重要な移動手段であり、社会的に重要な役割を担っていることを認識していただき、公共交通の利用を促進するために、利便性を向上させ、その情報を積極的に利用者に提供していただきたいと考えます。

利用者のニーズの把握の方法としては、例えばアンケートや利用状況の調査などが考えられます。

利便性を向上させる事業としては、例えば運行時間帯の拡大、運行本数の増便、駅のバリアフリー化、利用しやすい運賃体系の導入、リアルタイムでの運行情報の提供、お得な切符の発行などが考えられ、利便性を向上させるとともに、その情報を積極的に利用者に提供し、知ってもらうことが利用促進につながると考えます。

また、公共交通に関する利用啓発イベントや、エコ通勤の推進、コミュニティバスの運行など、市や市民、事業者が実施する、公共交通を維持、利用促進するための施策に対して、協力的に取り組んでいただきたいと考えます。

(基本施策)

第8条 市は、市民、事業者及び公共交通事業者との連携により、次に掲げる基本施策を推進しなければならない。

(1) 過度な自家用車の利用からの転換についての意識改革に関すること。

(2) 利便性が高く、機能的な公共交通ネットワークの形成に関すること。

(3) 公共交通の利用者が、安全かつ円滑で快適な乗降等を行うことができる環境の整備に関すること。

(4) 各公共交通間及び公共交通と自転車又は自家用車等が安全かつ円滑で快適に乘換えできる環境の整備に関すること。

(5) 公共交通の運行が困難な地域における移動手段の確保に関すること。

(6) 公共交通に係る技術革新の調査及び導入に関すること。

(7) まちづくりと連携した公共交通に係る施策の実施に関すること。

【解説】

公共交通を維持、活性化するために、市、市民、事業者、公共交通事業者が皆で連携して取組みを行うことが重要であると考えます。ここでは公共交通の維持、活性化のための主な取組みを示しています。

- (1) 市民の皆様の日常生活における移動手段の選択が、環境への負荷の軽減や、個人の健康の増進につながることを周知することによって、公共交通の利用が選択されるような意識の改革や、利用することで公共交通を支えるという意識を持っていただけるような意識の改革に取り組んでいきます。
- (2) 都市拠点である豊橋駅周辺と地域の拠点を結ぶ公共交通の幹線軸や、拠点と郊外の住宅地や主要な施設を結ぶ公共交通の支線などについて、地域全体を見渡し、利便性が高く機能的な公共交通のネットワークの形成に取り組んでいきます。
- (3) 乗降しやすい低床車両の導入や駅などのバリアフリー化、待合場所へ椅子を設置し待ちやすい環境を整備することなど、公共交通を安全、円滑、快適に利用できるような環境づくりに取り組んでいきます。
「安全かつ円滑で快適な乗降等」の「等」には「待合環境」があります。
- (4) 駅に駐輪場を整備することや、分かりやすい交通情報を提供することなど、公共交通間や公共交通と自転車、自家用車などとの間で安全、円滑、快適に乗換できるような環境づくりに取り組んでいきます。
「自家用車等」の「等」にはオートバイなどがあります。
- (5) 路線バスが廃止された地域など、交通事業者による従来の乗合型の公共交通の運行が難しい地域において、日常の移動手段を確保することも重要であると考えます。
- (6) 公共交通に関連する新しい技術に対して関心を持ち、公共交通の利便性の向上につながるものについては、検討を行い導入していきたいと考えます。
- (7) 市民の交流を促進し、まとまりのある市街地を形成するためには、まちづくりと連携した交通施策の展開が重要であると考えます。

(市職員の責務)

第9条 市職員は、業務に伴う移動又は通勤においては、過度に自動車に頼ることなく、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

【解説】

この条例の中で、市民の皆様や事業者の方に対して公共交通の利用促進に努めることを定めるにあたり、市は、公共交通の維持及び利用促進に関する施策を立案、実施する立場であることから、その職員としての姿勢を示すため、市の職員の責務をここに決めました。

市の職員は、業務や通勤において、自動車に頼り過ぎず、公共交通を積極的に利用するよ

う努めていきます。

【用語の解説】

「過度に自動車に頼ることなく」の部分において、「自家用車」ではなく「自動車」として
いるのは、市職員が業務のために使用する公用車などを含めるためです。すなわち、ここで
いう自動車とは市職員が業務や通勤で使用する自動車を意味します。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

この条例の施行日について定めています。この条例は、平成 29 年 3 月 29 日の豊橋市議
会 3 月定例会において議決され、同日公布されました。